

名古屋鉄道共済会規約

共済 **規則**
制 定 昭和24年9月1日
最終改正 令和6年4月1日

第1章 総 則

第1条 この会は名古屋鉄道共済会（以下「共済会」という。）といい、会員相互の親ばく扶助並びに経済及び文化生活向上等の福祉増進を図ることを目的とする。

第2条 共済会は、次の者をもって会員とする。

- (1) 名古屋鉄道株式会社（以下「会社」という。）の役員及び従業員
- (2) 前号に準ずる者

第3条 共済会の事務局は、名鉄神宮前駅東口ビル内におく。

第4条 共済会の公示事項は、共済報に掲示する。

第2章 役 員

第5条 共済会に次の役員をおく。

理 事 長	1名	常任理事	4名
理 事	16名	監 事	2名

- 2 役員の内任期は1年とし、毎年4月から翌年3月までとする。ただし、再選をさまたげない。
なお、欠員が生じたときの補充役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 理事長は、共済会を代表して業務を統轄する。

- 2 常任理事は、理事長を補佐して業務を執行するほか、理事長に事故あるときはその代理をする。
 - 3 理事は、理事会に出席して会務を協議する。
 - 4 監事は、共済会の業務を監査する。
- 第7条** 理事長及び常任理事は、理事会において選出する。
- 2 理事は、会社側及び名古屋鉄道労働組合（以下「組合」という。）側より所定の半数を選出する。
 - 3 監事は、会員から理事会において選出する。
 - 4 理事長を除き役員の内数は、会社側及び組合側それぞれ同数とする。

第3章 理 事 会

第8条 理事会は、共済会の決議機関であって理事長、常任理事及び理事をもって構成し、理事長が招集する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第8条の2 理事会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 規約の変更
- (2) 決算の承認
- (3) 規約で定める事項
- (4) その他共済会の事業遂行上、重要な事項

第8条の3 理事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席構成員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、解散等の重要な組織変更については、出席構成員の3分の2以上の多数決で決する。

第8条の4 理事長は、理事長において緊急を要すると認めるときは、理事会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分することができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の理事会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。
- 3 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第4章 常 任 理 事 会

第8条の5 常任理事会は、共済会の執行機関であって理事長、常任理事をもって構成し、理事長が招集する。

第8条の6 常任理事会は、規約及び理事会の決定に従い会務を協議し執行する。

第8条の7 常任理事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席構成員の協議を経て理事長が決する。

- 2 協議すべき事項について、緊急を要する場合その他特別の理由がある場合には、立案書の持回りによって前項の議決に代えることができる。

第5章 会 計

第9条 共済会の経費は、会社からのきよ金・会費・会社負担金・利子及び寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

第10条 会員の会費は、月額200円とする。

2 会社負担金は、会員1名につき月額100円とする。

第11条 共済会の計算期は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 事業

第1節 通則

第12条 共済会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の慶弔・病気・災害等に対する慶祝・見舞
- (2) 会員の退職または死亡に対する餞別の贈与
- (3) 会員に対する貸金
- (4) 会員の保健及び保養に資する施設の経営
- (5) 会員の需要する生活向上物資のあっ旋及び交付
- (6) 会社の社内預金業務の受託
- (7) 会員の生命保険及び損害保険の取扱い
- (8) その他理事会において必要と認めた事業

第2節 慶事及び弔事

第13条 会員が結婚したときは、50,000円の慶祝金を贈与する。

第14条 会員またはその配偶者が子を出産したときは、次の出産祝金を贈与する。

第一子 10,000円

第二子 20,000円

第三子以上 50,000円

2 会員の子が、小学校へ入学した場合は、5,000円程度の祝品を贈与する。

第15条 会員またはその家族が死亡したときは、次の区分により香奠等を贈与する。

(1) 会員の死亡

ア 殉職

殉職に準ずる 場合を含む。	{	香 奠	180,000円
		供花 2基	20,000円
		供 物	10,000円

イ その他	{	香 奠	180,000円
		供花 2基	20,000円
		香 奠	100,000円

(2) 配偶者の死亡	{	香 奠	100,000円
		供花 2基	20,000円

(3) 父母の死亡

ア 会員が喪主のとき	{	香 奠	20,000円
		供花 2基	20,000円

イ 会員が喪主でないとき 香 奠 10,000円

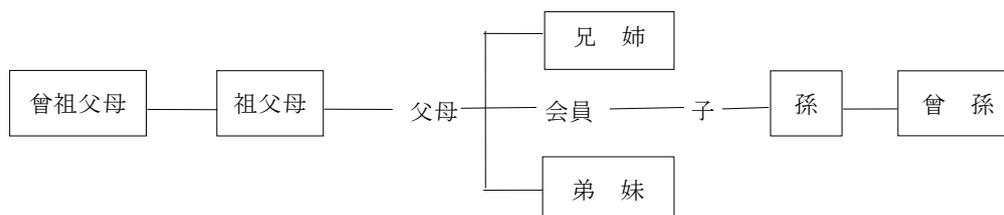
ウ 会員と生計を一にする 供花 1基 10,000円

配偶者の父母

(4) 会員の子（養子を含む。ただし、他家へ出たものを除く。）の死亡及び妊娠4ヵ月以上の流産・死産。

{	香 奠	30,000円
	供花 1基	10,000円

(5) 次の系図のうち、わくをもって示したものの死亡。ただし、会員と生計を一にするものに限る。
5,000円



第3節 災害及び傷病

第16条 会員の住居が震火災または風水害等で被災したときは、次の区分により見舞金を贈与する。

損害区別	世帯主会員	その他の会員
全焼または全流失	200,000円	100,000円
全壊	100,000	50,000
半焼・半壊または半流失	50,000	30,000
床上浸水	20,000	10,000
一部損傷	10,000	10,000

2 前項に規定する見舞金のほか、所属長の申請により被災の実態に応じ救援物資を贈与することがある。

第17条 会員が傷い疾病のため引続き4日以上欠勤し、かつ、給料等が支給されないときは、次の区分により傷病見舞金（最長180日間）を贈与する。

(1) 最初の90日間

名古屋鉄道健康保険組合（以下「名鉄健保」という。）または全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）が支給する傷病手当金算出のもととなる日額の2割

(2) 次の90日間

名鉄健保または協会けんぽが支給する傷病手当金算出のもととなる日額の1割

ただし、基本給及び家族給の合計日額が標準報酬日額の最高額を超えるものの贈与金算定の基礎は、標準報酬日額によらず基本給及び家族給の合計日額による。

2 就業禁止の命令を受けて欠勤療養する者に対しては、前項の規定にかかわらず名鉄健保または協会けんぽが支給する傷病手当金算出のもととなる日額の3分の1を180日間贈与する。

第18条 傷病見舞金の請求は、所定の申告書により1ヵ月ごとに保険医（医師）の診断書、あるいは就業禁止命令書の写を添付しなければならない。

第19条 業務上または通勤途上の負傷及び疾病のため、1週間以上の入院療養を要する会員または3週間以上の欠勤療養を要する会員には、10,000円の見舞金を贈与する。

第20条 共済会に通算20年以上在会し、退職または死亡により退会する者に対して、15,000円程度の餞別を贈与する。

第4節 会員に対する貸金

第21条 会員が次の各号の一に該当するときは、これに必要な資金を低利で貸付けることができる。

- (1) 自己または家族の出産、結婚、傷病及び葬儀のため不時の出費を要するとき
- (2) 震火災、風水害等に被災し、不時の出費を要するとき
- (3) 自己の宅地及び住宅の取得または増改築等のため資金を要するとき
- (4) その他、常任理事会で認めたとき

2 前項のほか、会員の扶養する子が大学または短期大学等に入学のため資金を要するときは、勤続5年以上で年令40才以上の会員に限り、これを貸付けることができる。また、会員の扶養する子の入学に応じて複数回の貸付を可能とする。ただし、1回ごとの貸付額は6種類の貸付金から選択するものとし、その総額は限度額の範囲内とする。

なお、既に教育貸付を受けている者も対象となる。

3 第1項による貸付額は100万円以内、第2項による貸付額は300万円以内とする。

第22条 貸付金額は、基本給月額に在職経過年数を乗じた額以内で、10ヵ月分を超えることができない。ただし、常任理事会で事情やむを得ないと判定した場合は、前記金額を超えて貸付けることができる。

第23条 貸付金に対する利率は別に定める。

2 利息は元金返済の際に支払う。

第24条 貸付金の貸付期間及び返済方法は、別に定める。

第25条 貸付けを受けようとする会員は、所定の様式による金銭貸付願を理事長に提出する。ただし、第21条第2項による貸付けを受けようとする会員の貸付申込時期については、そのつど共済報に掲示する。

2 貸付けを受ける会員は、所定の様式による金銭借用証書に連帯保証人1名の連署を得て、理事長に提出する。

3 連帯保証人が死亡したとき、または資力がなくなる、もしくはそのおそれがある場合、遅滞なく代りの連帯保証人を立てなければならない。

4 (削除)

第26条 第16条第1項の災害で被災し、不時の出費を要するもので特別の事情がある場合には、会員の申請及び所属長の副申により、この節前各条に定める貸金のほか、別途に特別な条件で資金の貸付けを行うことができる。

2 前項の貸付けの場合における条件は、被害の実態を考慮して常任理事会でこれを定める。

第5節 会員に対する住宅資金の貸付

第27条 会員が自己の宅地及び住宅を取得し、または増改築のため資金を必要とするときは、第21条の定めによるほか、別に定める住宅資金貸付規則により、貸付けることができる。